

令和8年度第2回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年5月12日(火) 午後1時30分から午後2時14分
2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール
3. 出席委員 (16名)

会長	8番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田 渕 緑
委員	1番	福田 淳一郎	委員	11番	河毛 早苗
〃	2番	中村 精	〃	12番	西尾 真帆
〃	3番	山田 準二	〃	13番	藏内 敏博
〃	5番	建部 憲二	〃	14番	石谷 隆
〃	9番	小林 光徳	〃	15番	柳田 和廣
〃	10番	下田 義男	〃	16番	竹森 潔
			〃	17番	福安 修
			〃	19番	川上 信温
4. 欠席委員 (2名)

委員	4番	砂川 重雄	委員	7番	小林 照美
----	----	-------	----	----	-------
5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：11名)

鳥取	太田 忍	福部町	谷口 泰彦
邑美	有本 知勝	河原町	梶川 和生
せんだい	有田 裕	用瀬町	西村 勝
高草	内田 洋之助	鹿野町	橋本 和夫
国府町	吉永 昇平	青谷町	大石 剛史
福部町	平林 秀庸		
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議事

議案第 6 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 7 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 8 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 9 号	非農地証明について
議案第 10号	鳥取市農用地利用集積等促進計画案について
 - 第3 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書(農業用施設)の受理について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
 - (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
 - (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 近藤係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
川口局長		ただ今から、令和8年度第2回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長		まず、定足数の確認ですが、委員18名中16名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号14番 石谷委員、15番 柳田委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		申請がありましたのは、整理番号11番から13番の3件でございます。 整理番号11番は、倭文で贈与による所有権移転です。 整理番号12番は、福部町細川で売買による所有権移転です。 整理番号13番は、本高で売買による所有権移転です。 いずれも、申請内容は農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないと見受けられ、許可要件を満たしているものと思われませんが、整理番号13番はその内容を確認中でありますので、審議保留とし、あらためてご審議いただきたいと思っております。
議長		それでは、整理番号11番を審議します。 担当の有田推進委員、報告をお願いします。
有田委員		4月27日に建部農業委員、事務局、譲受人と私で、現地確認しました。申請地は非常に細長い水田で、現在は耕作されていません。 譲受人はこの地域で長年、畜産と水稻を中心に営農しており、必要な農業機械等もそろっています。隣接地は譲受人の圃場ですので、作業効率もよく、許可することに問題ないと判断します。
議長		引き続き、担当の建部農業委員、報告をお願いします。
建部委員		有田推進委員が詳しく報告してくれたとおりで、何ら問題ありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に移ります。 整理番号11番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号12番を審議します。担当の谷口泰彦推進委員、報告をお願いします。
谷口(泰)委員		先月、非農地証明の現地調査に併せて、濱田会長、事務局、譲受人と私で、現地を確認しています。

		譲受人は、らっきょうや水稻を栽培しており、農業機械も所有しています。譲渡人とは親戚関係であり、以前からこの農地を管理していました。 許可することに問題はないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号12番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号1番、2番の2件でございます。 整理番号1番の申請地は用瀬町美成で、転用目的は駐車場です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号2番の申請地は叶で、転用目的は住宅建築です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。
議	長	それでは、整理番号1番を審議します。 担当の西村推進委員、報告をお願いします。
西 村 委 員		4月27日に最適化推進委員2名と事務局で現地確認を行いました。 隣接地は申請者の親族の住宅であり、周辺は遊休化しておりますが、営農への支障はありません。チェックシートに照らし合わせても、問題ないものと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号2番を審議します。担当の太田推進委員、報告をお願いします。
太 田 委 員		昨年、農業委員会の総会では許可相当と判断されましたが、都市計画法の開発許可要件により一度取下げ、あらためて線引き前からの所有地のみを申請したものです。 転用内容には変わりがなく、許可することに問題ないと判断します。
議	長	引き続き、担当の藏内農業委員、報告をお願いします。
藏 内 委 員		太田推進委員が経過報告されたとおりです。申請地は集落の端に位置し、チェックシートに照らし合わせても、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		整理番号3番、4番の2件でございます。 整理番号3番の申請地は福部町湯山で、転用目的は駐車場です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。 整理番号4番の申請地は鹿野町鹿野で、転用目的は公園です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。
議	長	それでは、整理番号3番を審議します。 担当の谷口泰彦推進委員、報告をお願いします。
谷口(泰)委員		4月30日に平林推進委員と事務局、譲受人の法人代表者と私で現地確認を行いました。申請者は建築業を主としているほか、申請地の隣で飲食店を営んでいます。その店舗が好調で駐車場が不足しているため、農振除外を行ったものです。 チェックシートに照らし合わせても、問題ないものと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号4番を審議します。担当の橋本推進委員、報告をお願いします。
橋本委員		5月7日に砂川農業委員と譲受人のNPO法人の事務局長、私の3人で現地確認を行いました。この法人は鹿野地区で、空家の活用などのさまざまな事業に活発に取り組んでいます。 申請地の南側にある空家は、現在、県外在住の譲渡人の生家で、譲受人が管理しています。申請地は周囲を民家に囲まれており、この家を通る以外には進入経路がありません。ここをハーブ庭園として整備する計画となっています。周辺農地や水路への影響はなく、チェックシートに照らし合わせても、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第9号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	整理番号8番から23番の16件でございます。 申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	それでは、整理番号8番から10番、12番から15番、17番、18番を一括して審議します。担当の平林推進委員、報告をお願いします。
平林委員	4月30日に谷口泰彦推進委員、事務局と私、申請者を代表して地元の方にも立ち会ってもらい現地確認を行いました。 申請地は県道から南側の谷で、約40年前に圃場整備が行われ、水田として耕作されていましたが、用水は山から少量しか確保できないうえ、頻繁に鳥獣被害があり、この一帯が耕作放棄地になったものです。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号8番、9番、10番、12番、13番、14番、15番、17番、18番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号11番を審議します。担当の大石推進委員、報告をお願いします。
大石委員	4月28日に竹森農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。 申請地へは獣道を通り、山の中に入った場所で、周辺一帯も雑木や竹が繁茂しています。自然潰廃により農地復旧は困難と判断して問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号11番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号16番を審議します。担当の大石推進委員、報告をお願いします。
大石委員	4月28日に竹森農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。 申請地と周辺一帯は墓地になっています。68年前に取得された時からずっと墓地だったようです。人為的な潰廃地で20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号16番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号19番を審議します。担当の西尾農業委員、報告をお願いします。

西尾委員	<p>4月30日に福田明推進委員、事務局と私、申請者に立ち会ってもらい、現地確認を行いました。申請地は10年以上耕作されておらず、一部には木も生えている状況です。今後も耕作する予定はないとのことですが、南側で森林組合が伐採を行うのに際し、当該地を使用したいようです。</p> <p>耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地と判断して問題ありません。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>無いようですので、採決に移ります。 整理番号19番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号20番を審議します。担当の吉永推進委員、報告をお願いします。</p>
吉永委員	<p>4月28日に山田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。 申請地には住宅や農業用倉庫が建っており、現在お住いの方に話を聞くことができました。申請者は県外在住で、相続した土地を整理しているのだそうです。 人為的な潰廃地で20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>無いようですので、採決に移ります。 整理番号20番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号21番を審議します。担当の梶川推進委員、報告をお願いします。</p>
梶川委員	<p>4月28日に河毛農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。 申請地は耕地整理が行われた土地ですが事業実施が古く、水路はあるものの利活用できるような状態ではありません。荒廃し、雑木や雑草が生い茂っていますがやむを得ないと考えます。 耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地と判断して問題ありません。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>無いようですので、採決に移ります。 整理番号21番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号22番を審議します。担当の有本推進委員、報告をお願いします。</p>
有本委員	<p>5月7日に下田農業委員、事務局と私、それに申請代理人の行政書士と現地確認を行いました。申請地の隣接は宅地で、以前は住宅が建っていましたが、今は滅失しています。その一面が庭とされていたようで、カキツバタがわずかに残っていました。相続土地国庫帰属制度を申し込んでいるとのことですが。 耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地と判断して問題ありません。</p>

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号22番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号23番を審議します。担当の内田推進委員、報告をお願いします。
内 田 委 員		4月30日に現地確認を行いました。申請者は高齢で、県外在住ですので、立会はできませんでした。周辺も雑木が繁茂しており、境界が分からなくなっています。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号23番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第9号「非農地証明について」を終了します。 続きまして、議案第10号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用しようとする農地の面積は、田479,748.47㎡、畑が5,896㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権151件、使用貸借による権利119件の合計270件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第10号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書(農業用施設)の受理について (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

議	<p>長</p> <ul style="list-style-type: none">(4) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について(5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について <p>以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和8年度 第2回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後2時14分</p>
---	--